

令和元年度 狩猟免許試験の手引き

愛媛県



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、令和元年度の狩猟免許試験を次のとおり実施します。試験については、この手引きをご覧ください。

s

▼試験の受付期間・試験日・会場

		第1回	第2回	第3回
受付期間		令和元年7月9日(火) ～7月23日(火)	令和元年7月9日(火) ～8月19日(月)	令和元年11月8日(金) ～11月18日(月)
試験日・時間		令和元年8月6日(火) 午前9時～	令和元年9月1日(日) 午前9時～	令和元年12月1日(日) 午前9時～
種類		網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟		
試験会場	東予	第1会場 西条市東予総合支所 (西条市周布 349-1)	第3会場 土居文化会館大会議室 (四国中央市土居町入野 939)	第5会場 東予地方局西条第二庁舎 (西条市丹原町池田 1611)
		第2会場 東予地方局今治庁舎 (今治市旭町 1-4-9)	第4会場 東予地方局今治庁舎 (今治市旭町 1-4-9)	
	中予	第1会場 松前総合文化センター (伊予郡松前町筒井 633)	第2会場 中予地方局庁舎 (松山市北持田町 132)	第3会場 中予地方局庁舎 (松山市北持田町 132)
	南予	第1会場 南予地方局庁舎 (宇和島市天神町 7-1)	第3会場 南予地方局庁舎 (宇和島市天神町 7-1)	第5会場 南予地方局庁舎 (宇和島市天神町 7-1)
		第2会場 南予地方局八幡浜庁舎 (八幡浜市北浜 1-3-37)	第4会場 南予地方局八幡浜庁舎 (八幡浜市北浜 1-3-37)	

〈注〉試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定しますが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合があります。

〈注〉天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがあります。

▼試験申請等の窓口

名称	所在地	電話番号	管轄市町村
東予地方局森林林業課	西条市丹原町池田 1611	0898-68-7438	西条市、新居浜市
東予地方局 四国中央森林林業振興班	四国中央市三島宮川 4-6-53	0896-23-2393	四国中央市

東予地方局 今治支局森林林業課	今治市旭町 1-4-9	0898-25-2193	今治市、上島町
中予地方局森林林業課	松山市北持田町 132	089-909-8767	松山市、東温市、 松前町、伊予市、 砥部町
中予地方局 久万高原森林林業課	上浮穴郡久万高原町久万町 571-1	0892-21-1265	久万高原町
南予地方局 八幡浜支局森林林業課	八幡浜市北浜 1-3-37	0894-22-2031	八幡浜市、 伊方町、西予市
南予地方局八幡浜支局 大洲森林林業振興班	大洲市田口甲 425-1	0893-24-4131	大洲市、内子町
南予地方局森林林業課	宇和島市天神町 7-1	0895-22-3163	宇和島市、 鬼北町、松野町
南予地方局 愛南森林林業振興班	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-0931	愛南町

1 狩猟免許の種類

- (1) 網猟免許 網を使用する猟法（又は環境省令で定める猟法）
- (2) わな猟免許 わなを使用する猟法
- (3) 第一種銃猟免許 装薬銃を使用する猟法（空気銃を使用する猟法もできます）
- (4) 第二種銃猟免許 空気銃を使用する猟法

2 受験資格

愛媛県内に住所を有する人。ただし、次のいずれかに該当する人は受験することができません。

- (1) 試験当日に18歳未満の人。ただし第一種銃猟及び第二種銃猟は20歳未満の人。
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん等、鳥獣保護管理法施行規則第47条で定める病気にかかっている人。
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者。
- (4) 前記(2)(3)以外で自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い人。
- (5) 鳥獣保護管理法又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない人。
- (6) 狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過していない人。
- (7) 鳥獣保護管理法第50条第3項の規定により、過去の狩猟免許試験における不正行為等によって狩猟免許試験の受験を禁止されている人。

3 受験手続

- (1) 申請書類等

① 申請書 **【注】今年度は様式を変更しています。**

（上記の森林林業課または振興班でお渡ししています。 また、県ホームページからダウンロード

できます。www.pref.ehime.jp/sinsei/data/kenmin/009/009001/009001.html)

所定の申請書に必要事項を記入し、次の書類等を添付してください。

② 手数料

愛媛県収入証紙を申請書に貼付してください。

現在、有効な狩猟免許を有しない人（初心者）は、5,200円

現に有効な狩猟免許を有する人（一部免除者）は、3,900円

③ 写真

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で、縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmのもの1枚。（受験しようとする狩猟免許種類毎に1枚必要）

裏面に、受験者の氏名と撮影年月日を記入してください。

④ 医師の診断書（又は銃所持許可証の写し）

統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん等、鳥獣保護管理法施行規則第47条で定める病気にかかっていること、及び麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でないことを証するものを1通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による所持許可を現に受けている場合は、その許可証の写しを添付することにより、診断書の添付を省略することができます。

⑤ 返信用封筒（受験票の郵送を希望する方のみ）

返送用の3号封筒に簡易書留の郵送料に相当する切手（392円分（簡易書留310円＋郵送料82円））を貼付して提出してください。申請書に記載された住所へ送ります。

(2) 申請方法

申請書類等は、上記の受付期間内に試験申請等の窓口へ持参又は郵送してください。

郵送による場合は、受付期間末日の消印のあるものは、受付します。

4 試験方法

(1) 試験科目

試験は、知識試験、適性試験及び技能試験とし、すべての試験科目に合格した人に対し、狩猟免状を交付するものとします。

① 知識試験

法令、猟具、鳥獣に関する知識及び鳥獣の保護管理に関する知識についての筆記試験

※知識試験に合格されなかった人は、適性試験と技能試験の受験ができません。

② 適性試験

視力、聴力及び運動能力に関する検査 ※眼鏡や補聴器等を使用可

③ 技能試験

猟具の取扱い、距離の目測（網猟・わな猟は除く）及び鳥獣の判別）鳥獣判別試験や猟具の取扱いなど

(2) 合格発表

試験終了後、試験会場において発表します。狩猟免状の交付は後日となります。

なお、愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求は、合格発表の日から1週間とします。

5 注意事項等

- (1) 受験されない場合でも、申請書を受理した後に手数料をお返すことはできません。
- (2) 受験日直前の変更申し出等には応じかねます。
- (3) 試験当日は、受験票と筆記用具（鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- (4) 技能試験を行うので猟具の取扱いに適した服装で受験してください。
- (5) 適性試験の際に眼鏡や補聴器等が必要な人は持参してください。補助器具なしで受験された場合は、適性が判定できないため、受験できない場合があります。
- (6) 知識試験の開始から30分を経過して遅刻した場合は、受験することができません。
- (7) 会場によっては、駐車場の台数に限りがあり会場敷地内に駐車できない場合もありますので、あらかじめご承知ください。

6 新規者のための事前講習

狩猟免許試験にあわせて、（一社）愛媛県猟友会が事前講習会を実施します。

※県では実施しません。

- ・令和元年 7月15日（月）受付9：00 開始9：30（新居浜市市民文化センター：新居浜市繁本町）
- ・令和元年 7月21日（日）受付9：00 開始9：30（愛媛県歴史文化博物館：西予市宇和町卯之町）
- ・令和元年 7月28日（日）受付9：00 開始9：30（愛媛県生活文化センター：松山市持田町）
- ・令和元年11月24日（日）受付9：00 開始9：30（愛媛県生活文化センター：松山市持田町）

※網猟の講習は11月24日のみです。

<問い合わせ先>

申込みは、県猟友会の各支部となり、各講習日の10日前までに先着順となっています。

受講料は8,000円（狩猟読本及び試験例題集込みの金額）です。

支部の連絡先については下記へお問い合わせください。

（一社）愛媛県猟友会 ☎（089）932-0325